

# みなとみた

2014 **11**  
No.106

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2~10

平成 26 年度 年末年始無災害運動 / 三田労働基準監督署管内の労働災害の推移 / 「過重労働解消キャンペーン」が実施中です / 労働条件相談ほっとライン / 東京都最低賃金改正のお知らせ / 健康診断結果報告書等の提出について / 労働保険適用促進強化期間 / 労災保険の「特別加入」に関するお知らせ

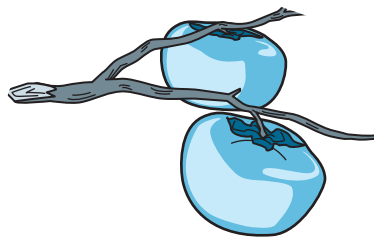
東京労働局 / 三田労働基準監督署

### ハローワークしながわインフォメーション ● 11~12

最近の雇用失業情勢 / 電子申請による申請・届出等のおすすめ

### 協会だより ● 13~15

「港地区健康と安全推進大会」のご報告 / 「平成 27 年新年賀詞交歓会」のご案内 / 「産業保健フォーラム」のご報告 / 経済産業省が東証上場企業を対象に「健康経営銘柄」を設定 / 新入会員のご紹介



#### 最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

[mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp](mailto:mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp) (講習会用)

# 平成26年度 年末年始無災害運動

平成26年12月15日から平成27年1月15日まで

安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害

主唱 中央労働災害防止協会

## 1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で44回目を迎えます。

我が国における労働災害は、平成22年から3年連続で増加し、平成25年には減少したものの、平成26年に入り死亡者・死傷者数ともに、多くの業種で前年と比較して増加傾向を示しています。特に死亡災害が大幅に増加していることから、同年8月には厚生労働省が産業界全体に「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行うなど、引き続き予断を許さない状況です。

特に、団塊世代の大量退職に加え、リーマンショック後のリストラなどによる熟練労働者不足や安全衛生に係る経費削減などによる安全衛生管理体制のほころびが懸念されております。加えて、産業活動の活発化により人手不足が顕在化する中で、若年者をはじめ経験が十分でない労働者に対する効果的な安全衛生教育の実施も重要な課題です。また、第三次産業においては、労働災害が拡大傾向にあるものの、重篤な災害が少なく安全に対する意識が事業者、労働者ともに弱く、安全意識を高めるための活動の促進が求められています。

一方、健康面では、精神障害等による労災認定件数が前年も400人を超えていること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは依然として重要な課題となっており、過重労働、腰痛、化学物質等による健康被害等も看過できません。

このような変化に即応するため、平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、化学物質のリスクアセスメントの義務化、従業員へのストレスチェックの実施等の義務化、受動喫煙防止対策などが実施されることとなりましたが、職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高めることが必要です。特に経営トップは、強い決意のもと自らが先頭に立ち、安全衛生活動について総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底をすることが必要です。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非正常作業が多くなります。各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非正常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要です。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害」を標語として展開することとします。

## 2 実施期間 平成26年12月15日から平成27年1月15日まで

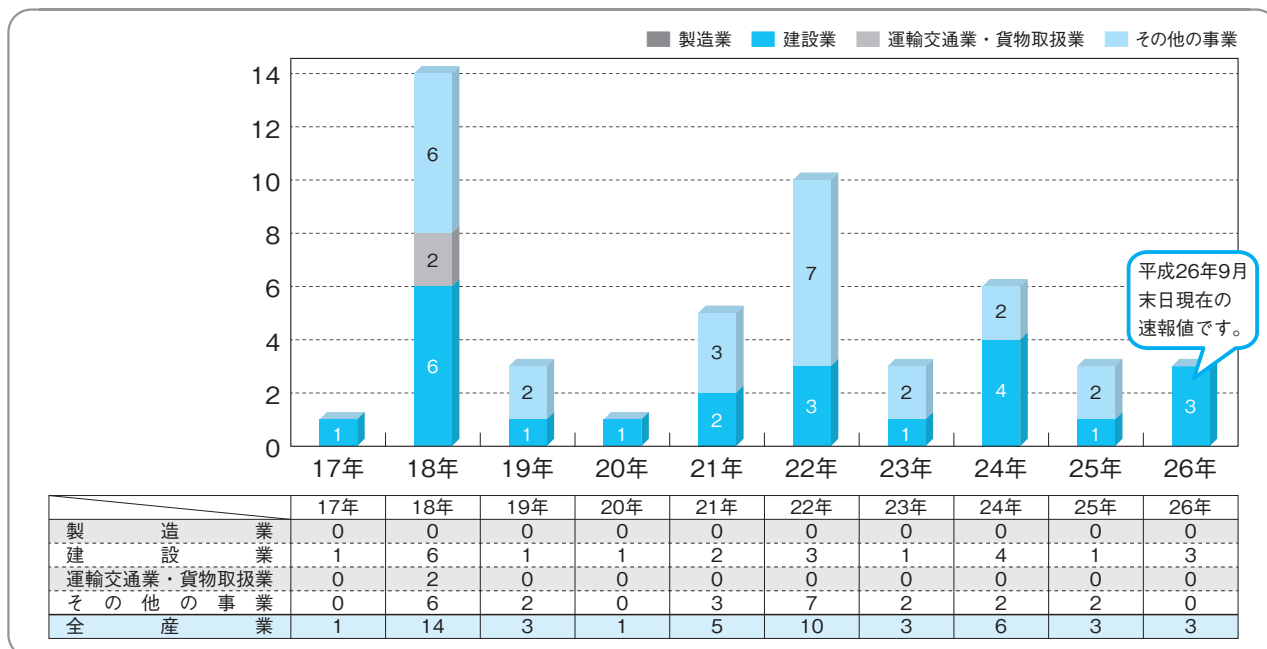
## 3 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生バトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復興工事等における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 腰痛予防、転倒防止、受動喫煙防止の対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

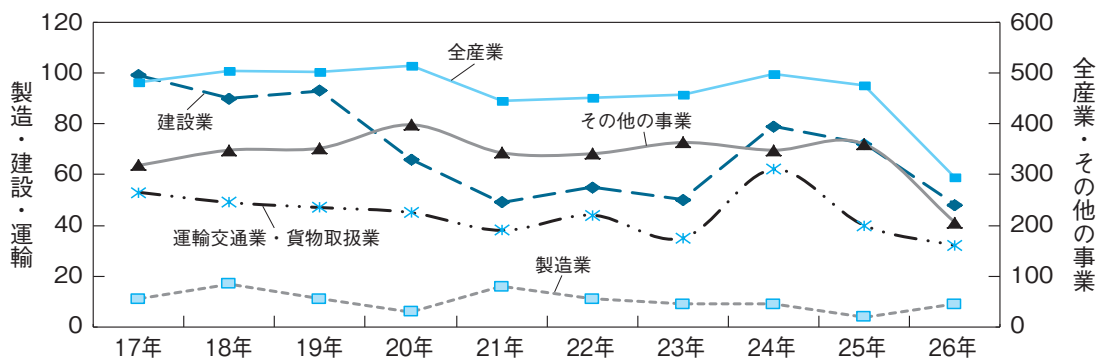
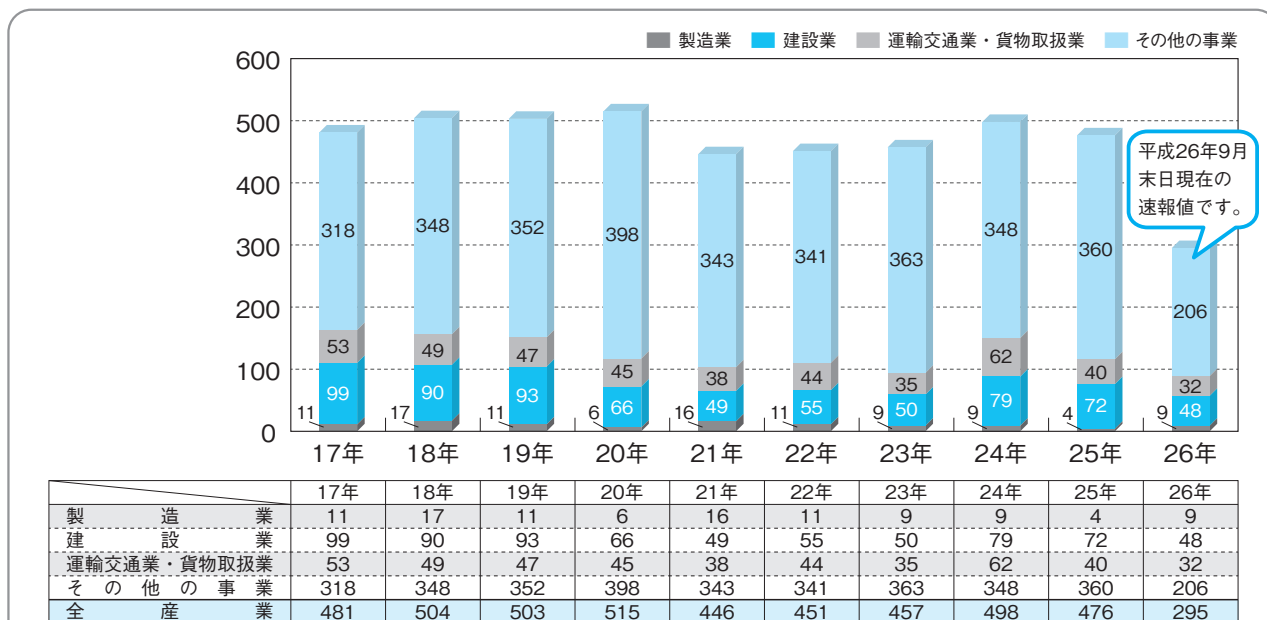
# 三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

## 1 死亡災害の推移



## 2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



## 「過重労働解消キャンペーン」が実施中です（～11月30日）

～過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

●厚生労働省●

厚生労働省では、9月30日に設置した「長時間労働削減推進本部」（本部長：塩崎 恭久 厚生労働大臣）の決定を踏まえ、「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施しています。

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、今回のキャンペーンにより、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

キャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や過重労働に関する全国一斉の無料電話相談といった取組が実施されています。

### 【取組概要】

#### 1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促しました。

#### 2 重点監督を実施します

##### ア 監督の対象とする事業場等

①労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、重点監督を実施。

※監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

②長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施。

##### イ 重点的に確認する事項

①時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

②賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

③不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

④長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

##### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

#### 3 電話相談を実施

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、都道府県労働局の担当官が相談に対応しました。

実施日時：11月1日(土) 9：00～17：00

#### 4 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図っています。

#### 5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します

企業の労務担当責任者などを対象に、全国8か所（北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡）で計10回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）が実施されます。



**大丈夫ですか？ 労働条件のこと  
労働者の方も企業経営者の方も  
お電話でご相談ください。**

**このようなお悩みはありませんか？**

労働者の方…

- ❗ 募集内容と実際の勤務内容が違っている……？
- ❗ 有給休暇は、取れないの……？
- ❗ 残業が多くて、どうにかならないのかな……？

企業経営者の方…

- ❗ 雇入通知書には、何を書けばいいの……？
- ❗ アルバイトの有給休暇は、正社員と同じなの……？
- ❗ 残業時間を減らすには、どうすればいいの……？

**日中お忙しい方も、夜間・土日に  
無料でご相談をお受けします。**



厚生労働省委託事業

**労働条件相談ほっとライン**

☎ **0120-811-610**

平成26年9月1日(月)～平成27年3月31日(火)

月・火・木・金：午後5時～午後10時  
土・日：午前10時～午後5時  
〔12月6日(土)は正午～午後5時対応〕  
〔12月29日(月)～1月3日(土)は除く〕



# 東京都最低賃金改正のお知らせ

## 東京都最低賃金は10月1日から888円

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、東京労働局長の決定を経て、本年9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額888円に改正されました。

東京労働局では、改正後の東京都最低賃金額の周知に努めるとともに、都内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしています。

最低賃金の引き上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「最低賃金総合相談支援センター」（電話03-5678-6488）を設けています。

### [参考1] 最低賃金について

#### 1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

悩める経営者のチカラになります。

中小企業に  
とっては  
心強いお友  
だわ！

中小企業に  
とっては  
心強いお友  
だわ！

厚生労働省

中小企業事業主向け  
ワン・ストップ無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応専門家を連携いたします。

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応専門家を連携いたします。

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応専門家を連携いたします。

もう、チェックした？

東京都  
最低賃金

888円

時間額

平成26年10月1日から！

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

東京都労働基準局 03-5512-1614

最低賃金相談

最低賃金相談

最低賃金相談

## 2 金 額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

### [参考2] 東京都最低賃金の改正状況（過去10年間）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
引上額	2円	4円	5円	20円	27円
時間額	710円	714円	719円	739円	766円

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
引上額	25円	30円	16円	13円	19円
時間額	791円	821円	837円	850円	869円

### [参考3] 全国における平成26年度地域別最低賃金改正の状況

北海道	748円	石川	718円	岡山	719円
青森	679円	福井	716円	広島	750円
岩手	678円	山梨	721円	山口	715円
宮城	710円	長野	728円	徳島	679円
秋田	679円	岐阜	738円	香川	702円
山形	680円	静岡	765円	愛媛	680円
福島	689円	愛知	800円	高知	677円
茨城	729円	三重	753円	福岡	727円
栃木	733円	滋賀	746円	佐賀	678円
群馬	721円	京都	789円	長崎	677円
埼玉	802円	大阪	838円	熊本	677円
千葉	798円	兵庫	776円	大分	677円
東京	888円	奈良	724円	宮崎	677円
神奈川	887円	和歌山	715円	鹿児島	678円
新潟	715円	鳥取	677円	沖縄	677円
富山	728円	島根	679円	加重平均	780円

## 健康診断結果報告書等の提出について

### —健康診断の結果を労働基準監督署に提出されましたか?—

●東京労働局 労働基準部 健康課●

事業者の皆様、労働者に対し、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、遅滞なく、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署に提出をお願いいたします。

また、粉じん作業を行う事業者は、じん肺法に基づき、毎年12月31日現在におけるじん肺健康管理実施状況報告を、翌年2月末日までに、所轄労働基準監督署長を経由して所轄労働局長に提出ください。

加えて、各種指針に基づく特殊健康診断についても、その結果報告書の提出をお願いします。

所轄労働基準監督署へ提出する「健康診断結果報告書」等は、次のとおりです。

※「提出部数」のうち1部は事業場の控用としてコピーで差し支えありません。

	健康診断の種類	健康診断結果報告書様式の名称	提出部数
1	定期健康診断 (50人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書	2部
2	特定業務従事者健康診断 (50人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書	2部
3	歯科医師による健康診断 (50人以上の労働者を使用している事業場)	定期健康診断結果報告書	2部
4	有機溶剤等健康診断	有機溶剤等健康診断結果報告書	2部
5	鉛健康診断	鉛健康診断結果報告書	2部
6	四アルキル鉛健康診断	四アルキル鉛健康診断結果報告書	2部
7	特定化学物質健康診断	特定化学物質健康診断結果報告書	2部
8	高気圧業務健康診断	高気圧業務健康診断結果報告書	2部
9	電離放射線健康診断	電離放射線健康診断結果報告書	2部
10	石綿健康診断	石綿健康診断結果報告書	2部
11	除染電離健康診断	除染等電離放射線健康診断結果報告書	2部
12	じん肺健康診断 (本報告は、本年中にじん肺健康診断を実施しなかった場合でも、報告する必要があります。)	じん肺健康管理実施状況報告	3部
13	指導勧奨による特殊健康診断 (重量物取扱い作業、VDT作業等29業務)	指導勧奨による特殊健康診断結果報告書	2部

※健康診断結果報告書は厚生労働省のホームページから印刷設定を「拡大/縮小」なしで印刷したものをご使用ください。  
コピーでの使用はしないでください。アドレスは下記のとおりです。  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>)

**お願い** 健康診断結果報告書は、健康診断実施後、遅滞なく提出することとされていますので、できるだけ早く提出するようにしてください。  
暦年で集計する関係から、年末近くに健康診断を行った場合でも、遅くとも3月15日までは、同報告書を提出するようにしてください。



## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもと未加入事業業に対する労働保険の加入促進に取り組みます。

手続がお済みでない事業主の方は、至急、加入手続きをお願い致します。

詳しくは、最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

厚生労働省

労働保険に  
入っていない経営者に、  
人を雇う資格はありません。

社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが、経営者の義務であり責任です。



- 労働者とその家族の生活の安定・安心のために、事業主には労働保険に加入する義務と責任があります。
  - 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを行っていない事業主には、道徴金を徴収される場合があります。
  - 手続きを行っていない事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。
- 労働保険について詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

◎厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、経営者の資格。

# 労働保険

中小事業主、運送業・建設業の一人親方、海外派遣者など  
 労災保険に特別加入している皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

## 10月1日から労災保険の「特別加入」の 加入・脱退などの手続き期間が広がります！

労災保険の「特別加入」に新規で加入する場合、労働局長の加入承認日はこれまで「申請の日の翌日から**14日以内**で申請者が加入を希望する日」でしたが、平成26年10月1日からは「申請の日の翌日から**30日以内**で申請者が加入を希望する日」に変わります。

(業務内容などの変更・脱退についても同様。詳細は下表をご覧ください)

また、給付基礎日額変更の事前申請も、3月18日から3月31日までの14日間で手続きが可能でしたが、これからは、3月2日から3月31日までの30日間で手続きができるようになります。

これによって、以前に比べ、余裕を持って労災保険の特別加入の手続きをすることができます。

各種手続きの例		手続可能期間	
1	平成26年11月1日から加入したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
2	平成26年11月1日から業務内容などを変更したい場合	これまで	平成26年10月18日から10月31日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 2日から10月31日まで (30日間)
3	平成27年度から給付基礎日額を変更したい場合	これまで	平成27年 3月18日から 3月31日まで (14日間)
		これから	平成27年 3月 2日から 3月31日まで (30日間)
4	平成26年11月1日で脱退したい場合	これまで	平成26年10月19日から11月 1日まで (14日間)
		これから	平成26年10月 3日から11月 1日まで (30日間)

※ 4 脱退の場合のみ、当日の手続きも可能

### 給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

**翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします！**

- ◆ 給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
- ◆ 給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(平成27年6月1日から7月10日まで)にも行うことができますが、平成27年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、27年度には給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 最近の雇用失業情勢

○平成26年9月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.6%と、前月より0.1ポイント悪化。

※3.6%は平成26年4月以来、5ヶ月ぶりの水準。

☆完全失業者数（原数値）は233万人と、前年同月差25万人減少。（季節調整値は237万人と前月より7万人増加）

☆前月と比べ就業者は6,366万人と4万人増加、雇用者は5,626万人と20万人の増加。（いずれも季節調整値）  
雇用者数を主要産業別にみると、「医療・福祉」では前年同月比で78ヶ月連続での増加傾向を維持している。「サービス業（他に分類されない）」「運輸業、郵便業」等では減少している。

☆平成26年9月の新規求人倍率（季節調整値）は1.67倍と前月から0.05ポイント改善。

☆平成26年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.09倍と前月から0.01ポイント悪化。

内閣府の月例経済報告（平成26年10月）によると、「景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」となっている。（※景気判断は下方修正）「雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は維持）

項目	新規求人倍率(季節調整値)			有効求人倍率(季節調整値)			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年度	1.53	2.32	9.80	0.97	1.40	5.38	150,132	200,675
26年9月	1.67	2.53	14.99	1.09	1.61	7.25	76,673	102,675

注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《平成26年4月～平成26年9月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は118,460人で前年同月比12.2%増と55ヶ月連続で前年同月比を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は327,160人で前年同月比9.8%増と、53ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は46,229人で前年同月比2.0%増と37ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、月間有効求職者数（原数値）は204,169人で前年同月比5.8%減と、49ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,489件で前年同月比0.9%増となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,450件で前年同月比0.8%減、パートは5,039件で前年同月比3.5%増となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、165件（前年同月比4.4%増）。業種別件数では、サービス業（34件）、卸売業（28件）、建設業、製造業（ともに22件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

事業主の方へ

## 電子申請による申請・届出等のおすすめ

平成20年2月から、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、厚生労働省のほとんどの手続きについて申請・届出が可能のため、雇用保険の各種手続きがインターネットで、いつでも、どこでも安心・便利に利用できます。

電子申請を利用するためには、「電子署名」が必要であり、予め「電子証明書」を取得していただく必要があります。

「電子署名」とは、書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上にて行うものです。

「電子証明書」とは、電子手続き上の印鑑証明書です。

※なお、「電子証明書」の取得には別途費用が必要となりますので、詳細は、電子政府の総合窓口「e-Gov」(イーガヴ)のホームページ (<http://www.e-gov.go.jp/>) を参照ください。

### 〈電子申請に関するお問い合わせ先〉

●電子政府利用支援センター

電話番号 050-3786-2225 ナビダイヤル ※全国一律市内通話料金  
017-771-9008 (IP電話等をご利用の場合) ※通常通話料金

受付時間 4月～7月 平日：午前9時～午後7時 土日祝：午前9時～午後5時  
8月～3月 平日・土日祝：午前9時～午後5時

雇用保険関係手続きに利用できる電子証明書を発行している機関(認証局といいます)については、厚生労働省ホームページで確認ください。

【厚生労働省トップページ・厚生労働省からのご案内】 <http://www.mhlw.go.jp/>

「申請・募集・情報公開」電子申請(申請・届出等の手続案内)

→電子申請に利用可能な民間認証局「認証局と手続区分・事業所形態の対応表」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku\\_taiouhyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf)

### 電子申請をご利用の事業主の方へ

## 「東京労働局雇用保険電子申請事務センター」で 東京都内における雇用保険電子申請事務処理を集中実施します

～平成26年12月1日から～

事務処理を迅速に行うために、各ハローワークで行っている雇用保険電子申請手続きを「東京労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行います。

○電子申請の提出先は、従来どおり『管轄ハローワーク』としてください。

(電子申請画面(基本情報画面)での提出先は、現行どおり管轄ハローワークを選択してください。)

○電子申請の届出後に確認が必要な事項がある場合は、当センターから問い合わせの連絡をさせていただきます。

○電子申請の届出後の進捗状況のご確認は、直接、当センターにお願いいたします。

東京労働局雇用保険電子申請事務センター

所在地：〒141-0021 品川区上大崎3-13-26 電話：03-5791-3061 FAX：03-3473-8040

業務時間：8:30～17:15(土日祝日除く)

※当センターへのお問い合わせ等は、平成26年12月1日以降となります。



## 平成26年度 港地区健康と安全推進大会

平成26年10月20日(月)、午後1時00分から午後4時00分までの間、港区芝5-35-1産業安全会館において、「平成26年度 港地区健康と安全推進大会」が実施され、延べ380名を超える来場者がありました。

第1会場では、中山 篤三田労働基準監督署長の開会挨拶、横山港区産業・地域振興支援部長様の来賓挨拶の後に表彰式が行われ、厚生労働大臣表彰受賞者と東京労働局長表彰受賞者の披露に続き、安全衛生活動に実績を上げた7名の方に三田労働基準監督署長表彰が行われました。更に、三田署管内の大規模建設現場災害防止協議会安全標語最優秀賞が発表されました（表彰受賞者一覧は次ページのとおりです）。

休憩の後、株式会社虎屋東京工場の赤尾秀信様の事例発表「我社の安全管理について」、続けて(公社)日本精神保健福祉連盟常務理事、東京産業保健総合支援センター 医学博士大西 守様の特別講演「メンタルヘルス不調者の職場復帰支援—その勘どころ」があり、参加者が熱心にメモを取る姿が見られました。

大西先生の講演は、①職場でのメンタルヘルスサービスの基本原則では、職場ではできないことが存在することを十分に理解した上で、職場関係者に求められる対応はどんなものか説明があり、②メンタルヘルス不調者の問題のとらえ方は、何が問題になって困っているかを明確にすることが重要であって、家族への連絡が必要であること、③復職判定に関しては大西先生が経験された事例を紹介しながら、病気の回復程度のみではなく労務遂行能力をきちんと視野に入れて判断することが重要と話をされ、メンタルヘルス対策を進める上で大変参考になりました。

第2会場は、(一社)労働保健協会の協力により脳年齢・血液さらさら度・骨密度測定・内部被ばく測定体験等健康測定(WBC)を実施しました。

また、第3会場では、みなと保健所、港区医師会、港地域産業保健センターによる健康相談が行われました。

多くの団体の皆様のご協力をおもちゃして、大会は成功裏に終わりました。



会場案内



開会直前



受賞者の皆様



特別講演(大西 守先生)

主催：港地区健康と安全推進大会実行委員会

代表世話人 三田労働基準監督署

【実行委員会】(一社)三田労働基準協会・港地域産業保健センター・建設業労働災害防止協会東京支部港分会・陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会港支部・港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部東京支部・東京都社会保険労務士会港支部・三田健康づくり研究会

【後援団体(順不同)】港区・品川公共職業安定所・東京商工会議所港支部・品川労働保険事務組合協議会・港区ホテル労働基準研究会・三田労務懇話会・テレビ放送メディア労務健康安全研究会・大規模工事安全衛生協議会・港区ハイタク労務研究会・港南振興会・(公社)麻布法人会・(公社)芝法人会・港区産業団体連合会・高輪工業会・港区商店街連合会

## 平成26年度 港地区健康と安全推進大会 安全衛生表彰

(敬称略)

受賞種別	事業場名	表彰（推薦）事由要旨
厚生労働大臣賞	優良賞 有期事業場 飛島・東鉄工業・ノバック建設共同企業体 古川地下調節池工事（その1）	非常に厳しい施工条件の中、元請職員と職長が連携を図りつつ足場等の一斉点検を積極的に実施し墜落防止を図ったこと。また、挨拶や声掛け運動などにより現場の雰囲気づくりを行ったこと。これにより工事着手から竣工までの約42か月にわたり無災害を達成したこと。
東京労働局長賞	優良賞 株式会社虎屋 東京工場	リスクアセスメントを積極的に実施していること。特に、工場内の危険箇所を改善するとともに、更に残存リスクを低減させるための取組が積極的に実施されていること。このような取組もあり工事着手から竣工まで153万時間の無災害記録を達成したこと。
	優良賞 有期事業場 株式会社大林組 東京本店 （仮称）グランスイート麻布台タワー新築工事計画	全工期を通じて安全衛生管理目標である、墜落・重機・第三者災害防止を達成するため所長のリーダーシップのもと、元請や協力会社の職長・作業員が一致協力し、各種施策を確実に実施したことにより工事着手から竣工までの49万時間の無災害を達成したこと。
	安全衛生 推進賞 小野 新一郎 株式会社長谷工コーポレーション 建設部門 安全管理部 専任部長	永年にわたり建設業労働災害防止協会東京支部港分会運営幹事として、建設現場パトロールや各種講習会の講師等を通じて、港区内建設業の安全衛生水準の向上に貢献したこと。
三田労働基準監督署長賞	一般 事業場賞 NEC フィールディング株式会社 本社地区 鈴与シンワ物流株式会社 芝浦営業所 日通ハートフル株式会社	衛生管理体制が整備され健康確保対策が積極的に実施されていること。特にメンタルヘルス対策面ではプライマリケア研修の実施やストレスチェックの実施等が行われていること。
		始業時のミーティングを意図的に取り組んでいること。特に作業行動に潜む危険性等について、全員で議論し安全意識の高揚が図られていること。また、職場巡視を積極的に取り組んだことにより、良好な状態が継続していること。
		衛生管理者の養成等、労働衛生管理体制の拡充強化を積極的に進めていること。特に事業者や衛生管理者職場巡視が積極的に行われ良好な状態が継続されていること。
	有期 事業場賞 清水建設株式会社 東京支店 （仮称）港区南麻布二丁目計画 株式会社竹中工務店 東京本店 テレビ朝日西麻布別館新築工事	職長会と元請が一体となり災害防止活動に積極的に取り組んだこと。特に、「ダブルセイフティ活動」や「実演」を取り入れた作業指示を行うなどにより工事着手から竣工まで90万時間の無災害を達成したこと。
		元請とリーダー会が協力して墜落災害・飛来落下災害防止活動を積極的に取り組んだこと。特にリーダー会が中心となって実際に体感してもらうなどの実践的教育を行い安全意識が格段に向上したことなどにより、工事着手から竣工まで56万時間の無災害を達成したこと。
	個人賞 鈴木 隆志 株式会社日本カーゴエクスプレス 代表取締役社長 西 幸寿 株式会社安藤・間 首都圏建築支店 安全環境部長	陸上貨物運送事業労働災害防止協会港支部の副支部長として、各種活動を通じて地域の安全衛生水準の向上に貢献したこと。
建設業労働災害防止協会東京支部港分会運営幹事として、建設現場パトロールや各種講習会の講師等を通じて、地域の安全衛生水準の向上に貢献したこと。		

### 安全標語 最優秀賞 大規模建設現場災害防止協議会

池田 弘文 向井建設株式会社 職長 （仮称）港区南青山7丁目計画新築工事	[気を抜くな「だろう、たぶん」は事故のもと。] 思い込みは事故につながることを標語にした。
--	--

## 平成27年新年賀詞交歓会のご案内

平成27年の新年を迎えるに当たり、恒例の新年賀詞交歓会を1月23日(金)午後5時30分から、ホテルオークラ東京・コンチネンタルルームにて、開催いたします。

年頭ご多忙の折ではございますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようお願い申し上げます。詳しくは12月に郵送にてご案内申し上げます。

## Safe Work TOKYO 産業保健フォーラムIN TOKYO 2014

平成26年10月29日午前10時00分から午後4時00分までの間、江東区住吉にある「ティアラこうとう」において、産業保健フォーラムが開催されました。

今年度は、労働者のこころと体の健康確保について事業者及び労働者自身、そして国民がその重要性を認識し、自らの健康を考え、個々の事業場の実態に即した取組を積極的に実施することが重要であるとの観点から、

### ～こころと体の健康設計 私の夢そしてチャレンジ！～

をメインテーマに開催されました。

特に、メンタルヘルス対策の実施やメンタルヘルス不調者の職場復帰支援を内容とした特別講演を始め、健康確保のための各種相談コーナー等も開設し、事業者・労働者はもとより事業場の産業医、衛生管理者、保健師、看護師等の産業保健に携わる方々が、その活動に取組むための情報源となるイベントとなりました。

## 経済産業省が東証上場企業を対象に「健康経営銘柄」を設定

経済産業省は東京証券取引所と共同で、2015年3月頃をめどに東京証券取引所（東証）に上場する約3400社の企業から、従業員の健康増進に積極的に取り組むことで競争力を高める企業を「健康経営銘柄」に選定し、公表するとしています。

この取組は、日本再興戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つです。

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。

本取組では、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業を紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指しております。

経営から現場まで各視点から健康への取組ができているかを評価すため、「健康経営が経営理念・方針に位置づけられているか」「健康経営に取り組むための組織体制が構築されているか」「健康経営に取り組むための制度があり、施策が実行されているか」「健康経営の取組を評価し、改善に取り組んでいるか」「法令を遵守しているか」などの観点から評価を行います。

(経済産業省ホームページより)

〈新入会員のご紹介〉 前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いたします。

事業場名	所在地	電話	業種
(株)文化放送エクステンド	港区浜松町1-31	03-5777-1871	コンテンツプロデュース事業
(株)スプラシア	港区芝5-31-16	03-6231-2371	ITサービス業
(株)三保谷硝子店	港区西麻布1-8-4	03-3408-1213	硝子販売、制作、施工





## 心のふれあう健康サービスを目指して

一人ひとりに広く、深く。

トータルに健康をサポートしています。

1. 法定健康診断（巡回健診）
2. 生活習慣病（成人病）健康診断
3. 特殊健康診断
4. 肺がん・大腸がん検診
5. 骨密度測定
6. 全国ネットワーク健診
7. 医療機関紹介
8. 健康管理のご相談
9. 郵送子宮頸がん検査

健康のご相談・お問い合わせは

TEL : 03-3530-2132

Fax : 03-3530-2149

一般社団法人 労働保健協会

東京都板橋区南町9番11号

<http://www.roudouhokenkyoukai.or.jp/>

**みなとみた** 平成26年11月号 平成26年11月15日発行(年6回発行) 第18巻第6号通巻第106号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>